

年度協定書

令和 8 年度
芦屋市立潮芦屋交流センター
指定管理者年度協定書

芦 屋 市

年度協定書

令和８年度芦屋市立潮芦屋交流センターの管理に関する年度協定書

芦屋市（以下「甲」という。）とＮＰＯ法人芦屋市国際交流協会（以下「乙」という。）とは、令和６年４月１日付けで締結した芦屋市立潮芦屋交流センター（以下「潮芦屋交流センター」という。）の管理運営に関する基本協定書に基づき、次のとおり年度協定を締結する。

（協定の期間）

第１条 この協定の期間は、令和８年４月１日から令和９年３月３１日までとする。

（指定管理料）

第２条 前条に定める期間の潮芦屋交流センターの指定管理料は、金３０，５７３，０００円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

２ 基本協定における管理運営業務仕様書に定める業務に変更がある場合は、甲乙協議の上、指定管理料の額を変更することができる。

（指定管理料の支払時期）

第３条 指定管理料（消費税及び地方消費税相当額を含む。）は、乙の請求に基づき、適法な請求書受領後３０日以内に以下のとおり支払うものとする。

- | | | | | |
|-----|-------|------|-----|------------|
| (1) | 第１四半期 | 令和８年 | ５月 | ７，６４３，２５０円 |
| (2) | 第２四半期 | 令和８年 | ７月 | ７，６４３，２５０円 |
| (3) | 第３四半期 | 令和８年 | １０月 | ７，６４３，２５０円 |
| (4) | 第４四半期 | 令和９年 | １月 | ７，６４３，２５０円 |

（施設の維持補修等）

第４条 施設の維持補修のうち、１件３０万円未満の案件については、補修発注時に甲に補修の連絡をするとともに、補修後速やかに報告すること。３０万円以上の維持補修及び備品の取得等については、甲乙協議の上、行うものとする。

（費用負担）

第５条 乙の管理業務の開始に際し、甲が既に発行した令和８年４月１日以後の利用に係るものについては、当該許可書で潮芦屋交流センターの施設を使用することができるものとする。

２ 前項の場合において、利用者が甲に支払った利用料金相当額については、甲は乙に支払うものとする。また、支払い方法等については、甲乙協議の上、

年度協定書

取り決めるものとする。

(疑義の決定)

第6条 この年度協定に関して、疑義が生じたとき又は定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この年度協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 芦屋市精道町7番6号
芦屋市
芦屋市長 高 島 峻 輔

乙 芦屋市大原町2番6-203号
NPO法人芦屋市国際交流協会
会 長 戸 田 敬 二